

電力・ガス取引監視等委員会

第17回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年8月29日（月） 15：00～16：42
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第17回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、北本委員、川合委員は御欠席です。また、梶川委員が若干遅れて入室されます。

また、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されていますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。今日の議題については、議事次第にあります3つということですが、早速、1番目の議題に入りたいと思います。「目標計画の確認内容の報告」でございます。事務局から、資料3について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 資料3について御説明いたします。

2ページ目でございます。本日の議論内容ですけれども、前回の専門会合におきまして、目標計画の確認に際しての観点について御報告、御議論いただきました。その後、事務局におきまして各社の目標につきまして事業者ヒアリング等を通じて確認をいたしましたの

で、御報告させていただくとともに、これについて御意見を頂きたいと考えております。
次のページをお願いします。

まず、目標計画の確認の全体概要について御報告いたします。

4 ページ目を御覧ください。目標計画の確認内容（全体概要）でございますけれども、まず総論でございますが、目標計画において指針に規定されている目標項目が網羅されているかどうかを確認いたしました。事務局といたしましては、各事業者の目標計画において指針に規定された目標項目が網羅されていると評価しております。

各論についてですけれども、まず、具体的な取組内容と達成すべき目標との関係が明確であるかという点について確認いたしました。これに関しましては、一部の取引内容について、期待される効果と達成すべき目標との関係性が明確ではないと思われる箇所がございました。これについては、各事業者において必要な追記を求めたいと考えております。

次に、目標達成に向けた具体的な取組内容として追加を求める事項はないかという点についての確認を行いました。一部の目標項目につきましては具体的な取組内容を追加することが重要と考えまして、こうしたものについては事務局としては追記を求めることとしたいと考えております。

3 番目に、目標項目についてステークホルダー協議の結果が適切に反映されているかという点についての確認を行いました。基本的にはステークホルダー協議の結果を反映して目標が設定されていると評価できますが、一部事業者におきまして反映しなかった意見について、その理由も含め事業計画で明記されていない事業者がありましたので、こうした点については、反映しなかった意見についての事業計画上の明記を求めることとしたいと考えております。

以下、次のページ以降で個別の目標計画についての確認結果を御報告します。

6 ページ目は、目標及びインセンティブの設定ということで18項目を一覧表にしております。左側が分野、項目でして、目標に書いてあることが、指針に書かれている事業計画で書くべきこととされた目標です。右側のインセンティブについては2つのパターンがありまして、例えば停電対応、下のほうにある新規再エネの電源の早期かつ着実な連系については収入上限の引上げ・引下げに関わる目標、それ以外のものについてはレピテーションインセンティブと整理しております。

次のページですけれども、需要家の接続、計量、料金算定、通知等の確実な実施に関しては収入上限の引上げ・引下げに関わり得る目標、それ以外についてはレピテーション

インセンティブと整理しております。

8 ページ目も同様です。

それでは、9 ページ以降で具体的な目標項目について御説明します。まず、安定供給実現に当たっての停電対応についての各社の取組については、数量的な目標のほか停電自体を未然に防ぐための取組は各社記載がありました。一方で、停電発生時に備えた取組、停電再発を防ぐための取組については明記されていない事業者がありました。一方で、ヒアリングをしますと、既に社内でいろいろ検討しているということでありましたので、これに係る取組について追記を求めることにしたいと考えています。

続きまして、11 ページに移ります。設備拡充の達成に関する説明です。この点につきましては、各社から様々な目標を提示、設定いただいているところでございますけれども、既に一部議論になっておりますが、規制期間中において再エネ連系量などが大幅に増加した場合においては、必要に応じて拡充投資計画の必要な見直しを行い、収入の見通しの期中調整を行うことを求めることとしたいと考えております。

続きまして、13 ページです。設備保全の達成に関する目標に関しましては、各社ごとに高経年化のリスク量の達成に向けた取組内容等々が明記されております。ということで問題はないんですけれども、ただ悪天候や停電確保困難等により工事に遅れが生じる場合には、必要な工程調整等を実施するという、その点についても確認を行っております。

次、15 ページですが、無電柱化の確実な実施に関してです。この点については各社とも設定を行っておりますけれども、ヒアリングをしますと、例えば、北海道におきましてどれぐらいの感度で埋めるかということについて、市町村単位で細分化して設定するといったことが書かれてあります。また中部電力においても、低コスト手法の活用といったことについて明記があります。ということで、ほかの会社におきましても低コスト手法の活用の明記を求めることとしたいと考えております。

17 ページですけれども、新規再エネ電源の早期かつ着実な連系については各社目標を書きいただいておりますけれども、例えば北海道電力においては、ツール導入に当たってはPDCAを徹底するといったことを既に表明いただいております。ほかの会社においても明記をしていただきたいと考えております。

19 ページでございますが、系統の有効活用や混雑管理に資する対応については、再給電、ノンファーム型接続に係る制御システム導入、ダイナミックレーティングの実施など、各社記載いただいております。

21ページ、達成すべき目標（7）、発電予測精度の向上につきましては、各社ともNEDO事業の成果活用等々、目標を設定いただいております。

23ページです。需要家の接続対応に関する各社の対応についてですが、これについては、例えば中部電力などではヒアリングにおきまして、PDCA管理を行って申込み管理をデジタル化するといった具体的な取組を記載していただいております。再発防止に向けた取組について明記を求めることとしたいと考えております。

25ページですが、計量・料金算定、通知に関する各社の対応というところですが、これも東北や東京においては、人的作業が介在する部分についてはダブルチェックを行う等してミスの発生を抑制するといった取組をするという話をいただいております。再発防止に向けた取組については、きちんと事業計画に明記していただきたいと考えております。

続きまして、27ページですが、顧客満足度の向上に関しましては、それぞれステークホルダー協議の結果を踏まえて記載いただいております。

一方で、28ページの関西電力に記載いただいておりますけれども、関西電力の場合は、採用・不採用にかかわらず、提出された全意見の内容及びそれらの計画への反映状況等を事業計画に記載いただいております。ほかの会社においても同様の対応を求めたいと考えております。

29ページですが、設備の仕様統一化については、これまで仕様統一するとされていた品目に加えて、更なる仕様統一に向けた対応を積極的に実施することを求めることにしたいということであります。各社とも5品目は最低仕様統一をしていただくということではあります。皆さんゴーということであるんですけれども、各社それぞれ選ばれて、次のページにありますが、仕様統一したものからどんな物品を使うというふうなことを選ばれて合計されていますけれども、ここに書かれている5品目でもいろいろなものがあるということです。今後5にとどまらず仕様統一化ができるのであれば、それを行っていただきたいと考えております。

31ページですが、中給の仕様統一化についての各社の対応ですが、各社書いていただいておりますけれども、仕様統一に向けたロードマップのブラッシュアップを業界全体で取り組んでいただければと考えておりまして、それに関する記述を記載していただきたいと考えております。

33ページですが、系統運用の広域化については、これもより具体的に記載いただけるのであれば、それを求めたいと考えております。

35ページ、災害の連携推進につきましては、この指針において災害連携計画、一般送配電事業者共同で作成するものですけれども、災害時連携計画に記載された取組内容を達成することということが指針で書かれております。災害連携計画が、例えば中部電力で書いていただいていますけれども、災害発生などが実際に起こって連携計画が適宜見直されましたら、それに応じて取組をアップグレードしていただきたいと考えております。

37ページです。デジタル化についてですが、デジタル化は、ステークホルダー協議の結果を踏まえた取組内容であることを確認しております。一部反映されなかった意見については、どうして反映されなかったかも含めて明記いただきたいと考えております。

39ページですけれども、安全性・環境性への配慮につきましては、特に労災の関係などについて具体的に目標値を明記していただいております。ステークホルダーの協議の結果を踏まえた取組内容だと認識しております。

42ページですけれども、分散グリッド化の推進ですけれども、この点については各社書いていただいておりますけれども、担当された委員に御確認いただきまして、若干取組内容が多岐にわたっていて、事後評価を適切に実施する観点からは、より具体的な目標項目について書いていただいたほうがよいという御指摘を頂いておりますので、そうした観点からの追記をお願いしたいと考えております。

最後、18番目のスマートメーターの導入につきましては、国の審議会の議論と合わせて次世代スマートメーターを計画的に導入していく、かつセキュリティ対策も実施していくということを書いていることを確認いたしました。

事務局からは以上になります。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明いただきました内容について、皆様から御質問、御意見を頂きたいと思います。御発言のある方は、Teamsの挙手機能でお示しをいただければというふうに思います。いかがでしょうか、どなたかいらっしゃいますか。

それでは、華表委員から先に御発言いただきますかね。華表さん、どうぞ。

○華表委員 華表です。ありがとうございます。事務局の皆様、取りまとめありがとうございます。大変分かりやすくまとめられていますし、これだけの取りまとめをするのはかなり大変だと思うんですけれども、ありがとうございました。

2点だけ感じたことを御提示させていただきますと、まずレピテーションインセンティブと、もう一つの実際に収益に関わってくるインセンティブがあると思うんですけれど

も、レピテーションインセンティブについてもできる限り、後々それを達成できたかどうかを検証できるような内容にするように心がけたほうがいいかなというふうに思っています。

これは必ずしも定量的な目標が必要と言っているつもりではなくて、定性的な目標でもいいかと思うのですが、例えば13ページ、14ページの目標項目（3）の設備保全の達成とかで言えば、裏に計画があるので、それを基に、それが達成できたのかということを検証すればいいと思いますし、15ページ、16ページの目標項目（4）の無電柱化などですと、定量的な数字があるのでそれでいいと思うんですけども、例えば19、20の目標項目（6）の系統の有効活用や混雑管理などについてで言うと、何かのシステムを導入するであったり、何かの検証を実施みたいなことであれば、一定程度客観的に実施状況を後で評価できるという意味ではいいと思いますけれども、一方で情報公開の適切な実施であったり機能を拡張するみたいな内容ですと、後々その目標に対する達成状況を議論しにくいかなと思いますので、その点留意してこの目標を決めていっていいのかなというふうに思いました。

2点目については、1つ1つの目標もさることながら、それぞれの目標の整合性についてもしっかり確認する必要があるというふうに思っています。例えばこれまでも何回か議論に出ていますけれども、デジタル化などを始め効率化を目的に行うものについて投資のためにコストが掛かるというのは、それは仕方ないと思いますけれども、それによって全体的な効率化にちゃんとつながっていくのかと、そういう計画になっているのかということの整合性というのはしっかり見ていく必要があるかなというふうに考えています。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

事務局からのコメントは、後ほどにまとめてお願いをしたいと思います。

ほかに御発言御希望の方はいらっしゃいますか。今、池田オブザーバーいらっしゃいますが、委員の方を優先したいと思います。

それでは、安念委員、どうぞ御発言ください。

○安念委員 山内先生、どうもありがとうございます。北電さんと東電P Gさんに、とても技術的なこととか細かいことで、やや趣味的になってしまって恐縮なんですけど、伺いたいことがありますので教えていただければと存じます。

まず、スライドの15、無電柱化のところです。北電さんの「凍りやすい地層の深さを踏まえつつ」云々というのは、私も北海道の出身なのでよく感じが分かります。「市町村単

位で細分化して設定」というのも、これもよく分かるんですが、御案内のように北海道というのは、市町村だってべらぼうな広さがありますので、市町村単位で細分化するといってもかなり広い領域なんです。これは、地中化しなければならないような都市部の市街地の面積であれば、市町村を1つの単位として考えれば十分だという、そういうお考えであろうかなと思ったんですが、そういう意味であるのかどうか御教示を頂ければと存じます。

もう一つは、東電PGさんの23スライドです。これも「接続事前検討回答書の回答に係る運用を見直すことにより回答遅延を防止」というのは誠にそのとおりなんですが、運用を見直すというのもそう簡単にできることじゃないんじゃないかという気はするんです。怠けてやらないだとかそういう意味じゃなくて、なかなかこれはこれで大変な作業だと思うんですが、具体的にどういうふうに運用を見直すことをお考えであるのか、現段階で何かお考えがあれば教えていただきたいと存じます。

以上2点でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

今のところ、委員の方の御発言御希望ないので、今のテクニカルなことも含めまして北電さんと東電さんに御回答いただけますでしょうか。

○宮下オブザーバー 北電ネットワークの宮下でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

安念先生から御質問いただいた件でございますけれども、北海道で地中化をする際には、地中化協議会との間で事前に十分協議した上で地点を設定しているということでございます。自治体等からの要請等踏まえながら場所を設定しているということでございますので、特に場所をあらかじめ当社のほうで設定してということではなくて、協議の中で場所を決めているといった、そんな形で地中化工事のほうは進めているということでございます。

以上でございます。

○山内座長 では、東電のほうからお願いいたします。

○石崎オブザーバー 東京電力パワーグリッドでございます。先ほど安念先生から23ページの、運営の見直しというけれど、どういう具体的な見直しをするのかという御質問だったと思います。具体的には、例えば回答する中に、回答を一緒にしなくてもいいようなものも一緒に回答しなければということだとどうしても遅延してしまうんですけれども、回答がマストな、例えば約款上規定されているような要点だけ先に回答するとか、それ以外の細かい部分は後に回すとか、そういうプライオリティーをつけて全体的に回答の速度

を底上げしていくと、そんなようなことを考えてございます。

以上でございます。

○山内座長 安念さん、よろしいですか。

○安念委員 いろいろな意味でよく分かりました。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、進めます。村上委員が御発言御希望です。どうぞ村上委員、御発言ください。

○村上委員 どうもありがとうございます。整理をしていただいたことで、やっと私にも分かってきたこととか見えてきたこととかがあるかなというふうに思っております。

最初、27ページのところでステークホルダーの満足度について、関西電力さんの記述が採用されていないものまで言及されていて、横展開して全ての企業さんに書いていただきましょうという提案は、私もすごくいいことだなというふうに思います。

同じような観点でなんですけれども、39、40の環境配慮のところなんですけど、拝見しましたところ、PCBですとかアスベストですとか産業廃棄物の再利用率ですとかSF6ガス、こういうガスの回収ですとか、それぞれに取組が書かれてあるんですけれども、これってどこまでがマストで全ての企業さんがやらなければいけないことで、とりわけどこに力を入れているか、特色を出すところと分かれるのかなというふうに思うんですが、私が思うに、産業廃棄物の有効利用などはすごく各社さん重要なテーマなんじゃないかというふうにも思っております、ここら辺、どこまで記載を横並びでマストにするのか。それとも、全く全てここは自由なところなのか、そこら辺の方針をお伺いできればと思います。これは事務局としての方針をお伺いできればと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

事務局には最後に御説明いただこうと思います。

ほかの委員の方で、御発言御希望いらっしゃいますか。

それでは、池田オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○池田オブザーバー 事務局の皆さんに本当に丁寧な整理をしていただきまして、ありがとうございます。

私からは、少々細かな話となりますけれども、スライド25の「計量、料金算定、通知」に関する各社の対応について、各社様の取組内容は非常に素晴らしいと理解しておりますが、複数エリアで小売を実施している事業者の視点から見ると、各社ごとに、会社ごとに

異なる帳票類の統一化なども横並びで検討を実施していただきますと小売側の省力化にもつながりますので、ぜひ御検討いただければなということでございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長　それでは、ほかにいらっしゃいますか。——ありがとうございました。

それでは、事務局からコメントいただければと思います。

○鍋島NW事業監視課長　御指摘ありがとうございました。村上委員から御指摘のあった、特に環境面についてどういうふうに事務局として各社に追記を求めていくかという点ですけれども、この項目については、指針上はステークホルダー協議の結果を踏まえて記載するということになっております。ですので、その各エリアごとにステークホルダーから受けた指摘を反映し、あるいは反映しなかったものについてはきちんと記載するということをすれば、この指針との関係では基準を満たしているところではあります。ただ、事務局としてもこういうふうに横並びを見ているという理由は、ほかの会社で記載しているものは隣の会社でやらないのかということも気になるからでございます。ヒアリングの中でそういうものが浮かび上がってききましたら、各社とコミュニケーションをとっていききたいと思います。記載しないと絶対に駄目ということではないんですけれども、事務局でも何らか調整をしていきたいと考えております。

華表委員から御指摘を頂いた点ですけれども、情報公開とかそういうことでは抽象的なので、そこは注意したほうがいいという御指摘については、留意して、今後、各社とコミュニケーションをとっていききたいと考えております。

デジタル化につきましては、次世代技術の関係も関わってきますので、B／Cなども含めて検証していきたいと思います。

あと、ほかの目標間の関係ということで申し上げますと、デジタル化というものについては、例えば先ほど池田オブザーバーから指摘もありましたけれども、様々な各社のふだんの事業、オペレーション、こうしたものにも関わってくる内容だと思います。そのための社内の人材の育成なども含めていろいろなところに関わってくるものだと思いますので、そうした点も含めてデジタル化についてはよく確認をしていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○山内座長　ありがとうございました。

事務局さんのコメント、御回答を頂きましたが、ほかに何か御質問、御意見ありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、御発言、いろいろ内容を伺ったところ、特に何か異論があったというものではないと思います。したがいまして、事務局のとおり進めるということとさせていただきます。この方針で事務局、対応を進めていただくようお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

次は、「前提計画（需要想定）の確認内容の報告」ということでありまして、資料4ですね、事務局からこれも御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料4につきまして御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。本日の議論内容でございますけれども、まず各一般送配電事業者は前提計画を作り、あるいはそういうものを持っていまして、それに基づいて収入の見通しを算定しております。この前提計画につきましては、国が公表した指針を踏まえまして、供給計画を基本として算定しているものと理解しております。この点に関しまして前回の専門会合におきまして、そこに掲げているようなスライドで御説明をしたところですけれども、例えば需要の見通し、あるいは再エネの連系量については、今後、確認を行うとしていたところなんです。この需要の関係につきまして、本日、内容を御報告させていただきます。

3ページに各社の前提計画が記載されております。一番左の原価算定期間というのは、今の託送料金の原価における需要の想定になっております。その分、2017年から2022年までの実績値が書いてありまして、2023年から2027年までは規制期間の想定値になります。厳密に言えば、2022年のある種の想定ではあります。一番右側に規制期間平均が記載されております。一番左の原価算定期間の数値と一番右側の規制期間平均を見比べますと、基本的には多くの会社において需要が小さくなるという予測になっております。1社増えるのは沖縄電力でありまして、沖縄電力のみは需要が増えるということになっております。この需要の下がり幅ですけれども、各社によって様々でありまして、一番大きな下がり方は四国電力送配電で、これは10.5%下がる。次に大きいところは北海道電力9.5%、関西送配電9.1%、東京電力PG7.4%となっております。比較的小さい5%未満のところは東北電力、北陸、中部、九州といったところになります。中国電力は-5.4%ということになりまして、各社需要の変動についてはそれぞれ違いがあるというところでありまして、

この需要の想定方法ですが、4ページにあります。これら基本的計画の需要想定につきましては、こういったものを策定した需要想定要領に各社従っていると理解しています。

こういった需要想定要領におきましては、原則として、時系列または本機関が策定する経済見通しとの回帰分析を行い、これらにより得られた回帰式により想定する。なお、時系列または経済見通しの選択や回帰式の関数の選択においては、回帰式による計算値と実績値との乖離及び回帰分析における統計的な当てはまり等を総合的に勘案するということです。しかし細かいところになると各社の中での調整、当てはまり等の調整があるんですが、基本的な構造としては、各社同じような想定フローで需要を想定しています。家庭用であれば、エリア人口と1口当たり人口から口数を想定し需要を出します。そこに原単位を掛け算して家庭用の需要電力量をつくるということになっております。

5ページで、業務用電力につきましてはGDP、産業用の需要であればIIPを使って想定をするということも、基本的には各社共通しているものと理解しております。

6ページ目には人口見通しがありますけれども、これは広域機関が各種政府機関の資料等々に基づいて想定をしているものであります。これを見ますと、北海道、東北、四国などは、2020年代に年平均で1%近く人口が減るということになっております。

その上で7ページ以降、どういう想定になっているかですけれども、8ページ、まず需要電力量の想定については、家庭用、業務用、産業用の3つに分けて想定をするということになっております。家庭用は、先ほど説明したとおり、エリア人口を基点にして想定をする。EVや電化影響についてどういうふうな織り込みがあるのか、事務局から各社に質問をいたしました。コロナ影響についても、どういう織り込み方をしているかを質問しております。

業務用については、基本的にGDPを用いて想定しておりまして、一部関西電力においては万博の個別需要を織り込んでいる。産業用は、先ほども申し上げましたけれども、IIPを用いた想定になっておりまして、北陸電力においては北陸新幹線の延伸による個別需要を見込んでいる。九州電力には明示的に質問しましたがけれども、半導体工場については、特定の企業の個別需要の織り込みは現時点では行っていないという回答を頂いております。

9ページ目以降、各社の需要想定が記載されております。それぞれ書いてございますので、駆け足になりますけれども御報告いたします。

11ページ、北海道電力のネットワークにおける需要見通しということですが、基本的にはおおむね横ばいとなっております。

3つに分解すると、12ページ、家庭用については人口の関係もあり、年平均増減率は－

0.5%となっております。

13ページ、北海道エリアは、業務用は年平均増減率が+0.4%。

産業用は、次の14ページで0.1%のプラスとなっております。

15ページに書いてありますのは、特に家庭用のほうですけれども、どういう考え方なのかということを書いたものでして、人口は減っていきますと。その左下の1口当たり人口も減っていきます。要は一人暮らしの人とか増えていくと。その結果として、右上になりますけれども、家庭用の口数は、人口ほどはいきなり減るのではなくてちょっと減りますと。右下が1口当たりの電力量ですが、これは節電などによって今のトレンドを考えると下がっていくだろうと。こういうことをトータルで勘案すると、家庭用の需要は下がる。これが北海道電力の見通しになります。

東北電力、次のページが東北電力になります。東北電力は、自社の認識によりますと、電力量はトータルでは緩やかな減少ということになっております。

18ページ、家庭部門ですけれども、こちらは年平均-1%、比較的大きな落ち方を想定ということです。コロナ影響等については、特段個別の算定は実施していないということになっております。

19ページを御覧いただきまして、業務電力量ですけれども、全体的な形を見ますと、コロナの関係があって2020年は下がっているわけですが、2021年にまた回復しています。その後の動きとしては、東北電力としては年平均-0.4%下がっていくという見込みになっております。

20ページ、産業用ですけれども、こちらは年平均+0.1%を織り込んでいるということです。

21ページは、同じように4分解したものですけれども、説明は割愛いたします。

22ページ以降は東京電力の想定です。

23ページ、東京電力PGにおける需要見通し。全体としては緩やかな減少を見込んでいくということですが、これは原価算定期間が東京電力の場合ですと震災直後に行っていますので、それとの関係でいうと非常に下がっているということに、先ほど申し上げたような7%減ということになると理解しております。

これも3つの要素に分解しまして、家庭用でございしますが、こちらはやや特徴的な動きもありまして、2020年に需要が増えています。これはコロナ影響があると理解されているということで、今後も、巣籠もりじゃないですけどテレワークの関係で11億kWh分ぐらい

上振れ要因になると見ているようです。とはいえ全体では－0.5%で、家庭用需要は下がりていくという想定をしています。

業務用につきましては、コロナの影響のあった2020年にがつんと落ち込みまして、ただ今後は0.4%で増加するということを想定しています。産業用については、2022年、23年ではほぼほぼコロナの影響も回避されているということで、以降は0.1%の増加と見込んでいるとのことです。

27ページの説明は省略いたします。

28ページ、中部電力P Gにおける需要見通しになります。

29ページですが、全体としては緩やかな減少ということを見込んでおります。

30ページですけれども、家庭用の見通しですが、こちら若干テレワークによって需要が増加しているということで、コロナ影響を0.5%織り込んでおりますが、規制期間中は年平均－0.6%というふうに見込んでおります。

31ページ、業務用につきましては、こちらは2020年の下がり方はそこまで激しくはないんですが、今後は－0.1%ということを見込んでおります。

32ページ、産業用につきましては、年平均－0.3%となっております。なお、各社にE Vの影響については取材しておりますけれども、E Vの増加はトレンドに応じて、例えば過去5年で倍になったら、その次も倍になるだろうというような形で織り込んでいるということをお願いしておりますが、中部電力だけは、この質問をしたときに、特に産業用については動力源シフトによる自動車部品の点数の減少による電力需要減などがあり得ますということで、上がるか下がるか微妙なところがありますという御回答を頂いております。

33ページは省略します。

34ページ、北陸電力送配電の見通しです。

35ページ、北陸では、全体としては、今後緩やかな減少を見込んでいるということです。

36ページですけれども、こちらは家庭用ですけれども、年平均0.4%。巢籠もり需要はちょっと残るし、0.6億kWh程度は維持するが、人口減少もあるので0.4%減となっております。

37ページ、業務用電力ですけれども、こちらは－0.6%の減少が続くと見ているとのことです。

38ページですけれども、産業用ですが、こちらは＋0.1%を想定している。この需要見通しの主な算定方法というのは、下の四角の一番上のところに小さく書いてありますが、

北陸新幹線が延伸するので需要が若干増えるということではありますが、延びてもそんなに影響があるほど増えるものではありません。

39ページは省略します。

40ページ以降、関西電力送配電における需要見通しということです。

41ページですけれども、全体としては緩やかな減少を見込んでいるということでございますけれども、関西電力の認識、これはヒアリングでそういうお話があったということで書いておりますけれども、太陽光発電による自家発自家消費量の増加などもあるので緩やかな減少という認識を示されております。

42ページです。家庭部門ですけれども、比較的需要は下がるということで、年平均－0.7%という想定になっております。

43ページですけれども、業務用電力については増減率0.0%ですが、ここでは下の四角の一番上のところ、2025年に大阪万博の個別需要を織り込んでいるということで、たしか2025年度だけ微妙に需要が上がるという想定を置かれております。個別需要量の計算は1.18億kWhということだそうです。

44ページですけれども、産業用については－0.1%ということになっております。

45ページは省略いたします。

46ページ、中国電力ですけれども、47ページで電力量ですけれども、緩やかな減少の想定ということになっております。

48ページですけれども、こちらは家庭用ですが、年平均増減率－0.5%ということになります。

49ページ、業務用ですが、これは年平均では－0.1%となっております。

50ページですけれども、産業用です。こちらは＋0.1%という想定になっております。全体的にコロナ影響は、余り中国電力のほうでは大きな影響はないのではないかというふうにみているという想定です。

51ページは省略いたします。

52ページ、四国電力送配電です。

53ページを見ますと、全体としては、四国エリアの人口及び世帯人員の減少、電気の使用量の減少等に伴い、電力量は減少傾向の継続を見込んでいるという認識の表明がありました。

54ページですけれども、家庭用の需要電力量は、確かに年平均－1.2%とかなり大きな

減少を見込んでおります。

業務用は、 -0.1% の年平均の減少です。

56ページ、産業用の減少見通しを示されておりまして、年平均増減率 -0.2% となっております。

続きまして九州電力ですが、59ページ、九州エリアも電力量は2024年度以降緩やかな減少ということになっております。

60ページ、家庭用については -0.5% ということで、需要は下がる見通しとなっております。

61ページ、業務用につきましても -0.4% となっております。

62ページ、産業用は 0.12% の増加ということになっております。

最後、沖縄電力の需要見通しですけれども、こちらは、全体として需要はむしろ増加するという見通しになっております。

家庭用ですけれども、家庭用については、人口が増えるということも想定されているということで、需要が増加するということになっております。

業務用については、こちらでも 0.4% の増加を想定されています。

最後、産業用ですけれども、観光関連産業などは引き続きコロナの影響で落ち込むということも想定に織り込みつつ、ただ需要は増加するというのが沖縄電力の見通しになっております。

長い資料で恐縮ですが、以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

前提計画、需要想定の確認ですけど、それについて皆さんから御質問、御意見を受けたと思います。先ほどのように、挙手機能で御発言御希望の方お知らせください。どなたかいらっしゃいますか。

基本的に広域のやり方で、回帰分析で伸ばして、いろいろな要因を織り込んで予測していると、こういうことですね。イベントとして産業構造とか、あるいは家計ですと家計の今後の人口の推移、家計の在り方みたいなものが入っているということで、よろしゅうございますでしょうか。——特によろしいですかね。特になければ進んじゃいますけど、そういうわけにもいかない。

いらっしゃいました。松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。ちょっと今回の趣旨に合っていないかもしれませんが、質問さ

せてください。まず、仮に需要予測が当たっていなかった、本当はもっと電化が進むはずなんだろうけれども、実際にはこの影響が控え目に見積もられていて、それで、実際に電化が進んで需要がこれより仮に多かったとしても、その増収分は、次の規制期間ではどのみち調整される。逆の場合にも逆の方向で調整される。だから相対的にここが仮におかしくかったとしても、今後の5年間の影響は甚大かもしれないのだけれども、長い期間を見れば影響は緩和される。その理解が間違っていたら、まず訂正してください。

その上で、仮に低圧の予想が過少で、特別高圧の需要が過大で、結果的に見ると帳尻が合った、5年間で帳尻が合ったときには何が起こるのかを確認させてください。

どうしてこんなことを言っているのかというと、今までの委員の御指摘を聞いていると、低圧の需要見積もりが過少になっていないかという懸念。にもかかわらず全体の需要がそこそよい値だとすると、産業用あるいは業務用の需要が過大推計になっていないかとの懸念があったことになる。それで全体として帳尻が合ったということ。

あるいは低圧の場合には単価が高いので、低圧のところの過少予測というようなことが若干あり、高圧のところはかなりの過大予測だということになったとしても、収入としてはキャンセルする。そうなったときには、もともと懸念されたとおりのこと、低圧以外の過大見積もりが起こったときには、次の規制期間のときの配賦は、自動的にそうなるものではないとしても、当然影響を与えるべきと理解しているのですが、そのような理解でよいのでしょうか。この点も確認させてください。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。事務局、もしよければ、今前提のお話ですので、御回答いただければと思いますけれども。

○鍋島NW事業監視課長 事務局から御回答いたします。松村委員からの御指摘の点ですけれども、まず需要想定がずれた場合については、次の規制期間におきまして収入上限を調整するということになっております。ですから収入が想定よりも多かった場合には、翌期は算定された収入上限から前の期で余計に収入があった部分については引き算することになっております。ただ、この指針を議論した際にはこういうふうに書いてございまして、——需要側の各電圧や発電がそれぞれにおいて想定収入と実績収入の乖離が発生するが、特定の電圧への負担の偏りを回避する等の観点から収入上限全体で調整を行う、——としておりまして、個別の電圧ごとでの配賦における調整等はしないという整理にな

っております。

○山内座長　　ということで、松村さんよろしいですかね。最初の御質問はそのとおりで、2番目の御質問についても今お答えになっておりますので。

○松村委員　　結局、全体として帳尻が合うということがあれば調整されないということなので、とりあえずこの委員会では、複数の委員から低圧の予想が過少なのではないかと
いう懸念があったということは頭に入れておく必要はあると思います。

あまり文句の出そうにない低圧に負担を回す格好で、ほかのところを下げているとかということはないのかとの懸念が実際にあったということなのけれども、しかし一方で、電気のプロがこう言っているのだから、多分そちらの予想のほうが正しいだろうということも想定できると思います。しかし、そのような変なことされているとの懸念は実際にもっともだと思ひ、EVが仮に普及して、それで需要が増えるということになったとしても、産業用の影響があるから、などという回答がさっき出てきたということは、そのあたりのところはあまり真剣に考えていないのではないかと、その影響が深刻だということをあまり真剣に考えていないのではないかとということを疑わせるような回答でもあったわけです。

具体的にこう直すべしという提案を出すわけではないのですが、そのような懸念があったことは、きちんと頭に入れておく必要があるかと思いました。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかにかがですか。よろしいですか。個人的な御意見を申し上げると、全体を見ると同時に個別の予測が本当に正しかったかどうかというのは、検証する時点というか必要があるんだろうなと思います。その中でまた次の期について考えるということ。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、特に何か御修正ということではありませんでしたので、本件につきましても事務局のとおりお進めいただくということでよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

それでは3番目、これはOPEXですね、「OPEXの費用検証結果について」でございます。資料5です、これの御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　　それでは、事務局から資料5について御説明いたします。

2ページ目です。OPEXについての検証でございます。まず1ポツですけれども、レ

ベニューキャップ制度においては、効率的な一般送配電事業者における実績値を用いた査定方法を幾つかの費用について行うこととしているというのが大前提であります。

2つ目ですけれども、このうちOPEXについては、指針においては統計的な査定方法を用いるということになっておりまして、その手法についても指針及び審査要領において明記されております。

ということで、3ポツです。今後、統計的査定手法による10社横比較を行ってまいりますが、その前提として、OPEXに対して収入の見通しへの算入が認められていない費用が算入されていないか、エスカレーションが織り込まれていないかなどの検証を行う必要があると認識しておりまして、今般、その検証結果の報告を行うとともに、その報告内容について御議論いただきたいと考えております。

3ページ目については費用全体における検証事項ということで、これは前々回、事務局から大要を報告し、とりあえずその方針で作業をしてくださいという御議論を頂いた、そういう話になったと理解しております。2つ目は、後で特別に考えます。

4ページ目は、これは個別費用に関する検証項目でして、こういう方針で作業を進めるということになっておりました。

5ページ目ですけれども、まず第1点目です。前々回御議論いただいた対応方針におきましては、電気の供給にとって優先度が低いものを規制料金として回収することが社会通念上不適切なものということで、交際費、政治献金、書画骨董等と例示されておりますけれども、こういうものが含まれていないかどうかをチェックするということになっておりました。加えて宿泊施設、体育施設その他の厚生施設に係る費用の算入の有無についてチェックする。制度的に収入の見通しに算入することが認められているもの以外の費用ということで、これらもチェックするということになっておりました。

まず検証結果でございますが、交際費、政治献金、書画骨董等については、見積り値への算入というものはどの会社においてもありませんでした。宿泊施設、体育施設に係る費用につきましては、中部電力パワーグリッドにおきまして、こうした費用が過って計上されていることが確認できたということでして、この費用について除外させていただきます。

6ページ目ですけれども、過去の料金審査時に託送料金原価への算入が認められたもの以外の費用ということで、いろいろ大変長い字で書いてございますけれども、御説明させていただきます。

過去の料金審査時に託送料金原価への算入が認められたもの以外の費用、分かりやすく

言うとは認められなかった費用ということですが、こういう費用が規制期間——将来期間ですね、それから参照期間、統計査定を回す際の実績に当たる区間、この双方において算入されていることが確認されました。この費用については、当時の料金審査で、一般送配電事業に必要不可欠とは認められないと整理されたものでありました。これらについて、その後の状況変化等が確認できないものについては、原則、本規制期間・参照期間において算入を認めないこととするということが妥当ではないかと考えております。ただ、検証によって算入を認めることが適当であると判断した場合にはこの限りではない。例えば過去の料金審査後に設立された団体企業への出向者の給料負担であって、その業務内容が一般送配電事業に不可欠であると判断された場合等、こういう場合は算入するということもあり得るのではないかと考えております。

なおということで、過去、算入が認められなかった費用の算入が確認された一般送配電事業者は、全社そういうものは多かれ少なかれあるわけですが、四国電力送配電、東京電力パワーグリッドにつきまして、こういうふうに取り扱ってはどうかということで御相談申し上げます。

(1) 四国電力送配電ですが、2013年の前回料金審査時、分社化前の四国電力の人件費については、グループ会社への出向者数が多く、1人当たり販売電力量の水準が低いと、経費削減効果が認められない出向者分の給与補填額をカットするという方針が立てられまして、査定が実施されました。ということで料金原価への算入は認められなかったわけですが、今回については、統計的査定手法による10社横比較を用いた査定を通じて、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促すとされております。ということで、四国電力送配電における特定の団体企業への出向者の給与負担に係る費用については、一般送配電事業を営む上で必要不可欠だという観点で、各出向者の出向先での業務内容等を確認しつつ、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で算入を認めることにしてはどうかということで、この方針について御意見をお伺いいたします。

(2) 東京電力パワーグリッドにつきましては、2012年の前回料金審査時につきましては、高年齢者雇用安定法等に基づく65歳までの再雇用義務による出向者分については、原価算入の合理性があるということで認められました。ただ、その後、各社の査定をする中で、この出向者給与についてはいろいろな議論があり、こうしたものは入れられる、こうしたものは入れられないというような整理が、東京電力の審査後、いろいろ査定方針が固まってきたところです。

今後ですけれども、四国電力送配電、東京電力P Gにおける出向者の給料負担については、それぞれ算入を認めるべきか否かをO P E X担当委員に精査・確認いただいた上で、統計的査定方法による10社横比較を行うということにしてはどうかと考えております。この出向先については、いずれにしても次回以降の料金審査専門会合にて報告することとしたいと考えております。

7 ページですけれども、エスカレーションの算入についてです。これについては、過去の消費者物価等々の変動見込みが織り込まれていないかという観点で検証するんですが、その際に、メルクマールとして1人当たり給与手当についてチェックするということにしています。10社の1人当たり給与手当を見ますと、それぞれ各社水準に違い等々ありますけれども、基本的にはエスカレーションの算入はないと考えております。

8 ページ目ですけれども、実績値、見積み値の推移ということで、過去実績、規制期間の見積み値で異常な推移の有無を確認するということになっておりました。異常な推移があれば、その理由の適切性の検証を行うということにしておりました。

検証結果ですが、これも長くて恐縮ですが、外注化による委託費の増額に伴う給与手当の減額、委託先の親会社への変更による諸費の増額に伴う委託費の減額など、いろいろな関連費用の推移が見られました。O P E X全体で過去実績値に比べて規制期間の見積み値が増額しているのは、以下の5事業者でした。

増額につきまして、O P E X全体で増額しているという点については、適切な説明がなされない限りにおいては適切な外注化・内製化が計画されていないものと判断できるので、過去実績値を上回る増額分について、統計査定後の収入の見通しへの増額算入の検証に当たって考慮する、チェックするということが妥当ではないかということで、東京電力、北陸電力送配電、関西電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力、この5社につきましては、O P E X全体を増額するという事で、統計査定をした後にもう一回チェックをするということにしてはどうかと思っております。

9 ページ目ですけれども、O P E Xとして算入された各費用について、他の査定区分に分類すべきものが含まれていないかという点ですが、沖縄電力において、広域機関の会費、一般会費と特別会費があるんですけど、一般会費の部分も年間5,000円、6,000円、こういうものが間違っ入っていたということで、正しく仕分けをいたします。

10ページ、役員給与ですけれども、まず役員給与の役員数が業務執行上不可欠なものになっているかということですが、各社それぞれ人数違いますけれども、不適切なほどたく

さんの人数がいるということではないと理解しております。

11ページですけれども、役員給与でございますが、役員給与が国家公務員の指定職の給与水準の平均や参照期間における実績等と比較して妥当なものになっているかどうかの検証を行うとなっております。先に12ページを御覧いただければと思いますけれども、役員給与については、社内取締役、社内監査役とも国家公務員の指定職の水準というものと比較をいたしますと、実績値、将来原価ということで、それを上回る実績ないし想定を置いている会社があります。社内監査役も同様です。

これについてどう考えるかということですが、1ページ戻っていただきまして、規制期間については、基本的には国家公務員の指定職の給与水準の平均を勘案したものにするということを求めていると考えております。これは、そういう給与にしてくださいという趣旨ではありませんで、そもそも会社の取締役の報酬は、会社法上は株主総会で決めるということだと理解しております。また、レベニューキャップ制度ですので、規制期間中に事業者が効率化努力をして、その期間中に利益を得たものについてはどのように使ってもいいということではあると理解しております。

一方で参照期間につきましては、OPEXにおいては、全体で会社が効率的に経営されているかどうかを判断するということですので、役員給与だけを抽出して何か調整を行うということは適当ではないと考えております。ということですが、先の規制期間につきましては、この段階で利益が出ているかどうかははっきり分からないこととなりますので、国家公務員の指定職の給与水準の平均にすることを求める、こうしてはどうかと考えております。この方針について御意見いただければと思います。

続きまして、13ページに移ります。給料手当ですけれども、沖縄電力だけ過去から給料手当が上がっているというデータがございます。これについて沖縄電力に確認しましたら、社内の人口構成で40代、50代の社員が多いので比較的昇給幅が大きいということもありまして、これで平均的な基準賃金が増額すると。また労働組合との交渉の結果、社員に対して賃金改善を行ったということもあったということでして、こういうことを考えますと、別に特段おかしいということではないと考えております。

14ページですけれども、出向者給与負担のうちグループ企業等との関係については先ほど御説明しましたけれども、送配電網協議会、電力広域的運営推進機関等々の団体への出向者について、ここに掲げられているような箇所、団体への出向者給与負担は過去実績等に算入されております。ここに掲げられている団体は、送配電網協議会以外は全て過去の

原価に入っております。送配電網協議会だけが最近の設立ですので、どうするかというところは新たな判断ではあるんですけども、送配電網協議会については、現時点では算入を認めないということにしてはどうかと考えております。継続的に送配電事業との関係というのは確認していきたいと考えております。

次、諸費でございますが、諸費については、従前の例ですと海外電力調査会の団体費は算入していいということになっておりましたけれども、それ以外の会社については、算入は特段の必要が認められないということでありまして、料金原価には入れないということになっておりました。ということで、そのような過去の審査時からの状況変化があったとは認められないということで、事務局としては、海外電力調査会のみ原価算入を認めるという方針を今回明示するということでよいのではないかと考えております。これについても御意見を伺います。

厚生費ですけども、厚生費については、特段異存のあるようなところはありませんでした。

17ページ、委託検針費及び委託費についてです。これは作業方針において各社においてスマートメーターの導入が計画されているので、委託検針費については、その効率化を検証するとともに、効率化発現時期と導入スケジュールが整合していることを検証するという作業方針になっておりました。

これについて確認しまして、次ページ以降グラフを掲載しております。沖縄電力について、規制期間の2024年度に費用の増加が見積もられておりまして、これはどうしてかと確認したら、2期契約となっている委託検針員との委託契約を解約するというにしております、この解約時に支給する解約謝礼金を割り増して支給することを想定しているので費用が増えるということになっておりました。これは契約等々で、あるいは社内規定等々で記載されている謝礼金を上回って支給したいということでありましたけれども、見積り値に入れるという点では、割増分のところについては必ずしも適切ではないのではないか、きちんと社内規定等で根拠のある数値を入れればよいのではないかと考えております。

18ページ以降に各社の推移を掲載しております。スマートメーターの導入に伴って検針費が下がる。統計に一部上がっている、最後なくなる、少なくなる直前に上がっているところがありますけれども、これは解約謝礼金等々の費用になりまして上がっている数字があるということでありまして、北陸電力ほかのグラフも掲載しております。

関西電力につきまして、検針管理業務、現地検針作業に係る費用計上ということになっておりまして、関西電力からそのような指摘を頂いたところでして、そのように掲載しております。九州電力の費用はこのようになっておりまして、沖縄電力が2024年に増加している点については先ほど説明したとおりです。

1 ページ戻っていただきまして、現地検針作業に係る費用計上という点につきまして、関西電力の指摘も踏まえまして、各社の対応を事務局において取り急ぎ確認いたしました。各社については、基本的には、まず検針管理業務は何かということだと思いますと、検針員の方々が内勤で働く際の業務を指しています。現地検針作業というのは、現地に行って検針をするというものになっています。検針管理業務というものを計上しているという半数ぐらいの会社は、この費用の中に、このグラフの中に含まれていると回答しています。半分ぐらいの会社は含めていませんという回答がありましたが、その理由として、社員が実施しているので、そういう内勤業務みたいなものは特段計上していないという回答がありました。あと、各社、スマメを設置完了後も一部の現地検針作業は残るという回答がございますけれども、これについても一部の会社については、社員が対応する、あるいは社員が出向してそれで対応するという回答をしております、そういう場合は委託検針費への計上はなくなるということだそうです。

22ページに移っていただきまして、そういうことで現時点でございますけれども、O P E Xの実績値について、検証前の金額は左に書いてある金額で、検証後と書いてありますのは主な査定ということで、この部分については減額をするというふうに考えております。あと、備考というところで、各社個別に仕分けを間違ったとかそういうところについては除外するということをしたいと考えております。

ということで23ページですが、これが事務局として今考えている方針でございます、1つ1つ読み上げませんけれども、今まで説明した内容を掲載しております。基本的にこうした方針で査定をしていく、作業をしていくということでよろしいかどうか伺います。これを踏まえて次の統計査定のほうの作業に移らせていただければと考えております。

事務局からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

O P E Xの関係ですけれども、今御説明いただいた資料に関して、関西電力送配電株式会社から発言をしたいという申出がございました。したがって、関西電力送配電にまず御発言をお願いし、その後に皆さんからの御質問、御意見ということにさせていただきます。

こうと思います。

関西電力送配電の寺町理事、どうぞよろしくお願いいたします。

○寺町オブザーバー 寺町でございます。私どもの検針に係る費用の見積りが、総額、年平均44億円ぐらいあるんですけれども、それについて補足説明させていただきたいと思っています。

全地点スマートメーター化が完了した後も、先ほど事務局より御説明いただきましたとおり、通信状況によりまして、私どものエリアでは年間で約2%程度、約30万件は現地検針が必要となる見込みでございます。また、現地検針対象は山間部などに点在いたしますので、移動距離も長くなっております。

したがって、全地点スマートメーター化完了後も検針費用が発生いたしまして、それが総額44億円のうち23億円相当でございます。これに加えて、私どもでは検針業務による現地出向に合わせまして、空き家における次の入居者向けの契約案内ビラや、あるいは無断で御使用されていることが疑われるような地点に警告ビラを投函するなど、検針以外の関連業務を合わせて委託しておりまして、これが約6億円含まれてございます。

それから、現地検針に係る費用以外にも、検針関連業務といたしまして需要場所の住所登録あるいはエラーチェック業務などの管理業務が必要でありまして、当社では委託業務に含まれており、15億円相当となっております。このように、当社の検針関係委託費の金額には、現地検針以外の業務が含まれていることを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局、関西電力送配電から御説明いただきましたので、この内容について皆さんからの御発言をお願いしたいと思います。同じです、Teamsの挙手機能で御発言御希望の方は知らせていただければと思います。どなたかいらっしゃいますか。全体的な結論的なことは23ページのところに取りまとめがございますけれども、いかがでしょうか。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。まず、スライド6のところです。事務局のこの方針でいいと思いますが、もしやり方を変えて、前回認められなかった四国あるいは東京の出向先の人件費を一部でも認めるということがあるのだとすれば、私としては、相当に丁寧に説明をしていただいた上で別の提案をする用意があります。つまり、これはそもそも何で密接に関

連している事業に対する出向費、出向者に対する補填金人件費の差額の補填分が人件費の中で認められるのかということ自体が、そもそも私には分かりません。密接に関連している、だからオーケーという発想は論理的に相当におかしいと思います。

いろいろな問題が複雑に絡んでいるということは十分承知はしているんですが、本体でやらないで、あえて別会社化すること。効率化されているにもかかわらず別会社化すると、査定上著しく不利になることは、あってはならない。この点は十分分かるんですが、一方で、別会社化する、それで出向という格好で給与の差額を経費を出すということがあったとしても、そこからある意味でサービスを納入するということになったときには、委託費あるいは納入費用として計上されているわけで、出向・補填があってもなくても納入価格が変わらず、一方で補填された人件費が託送原価に入ったら、補填分丸々単にコストを上乗せしただけ、いわば二重計算にならないのか。そうでなかったとしても、そもそも競争的に仕入れなければいけないものならば、補填のない事業者との競争を歪めていないのかという懸念もある。いろいろな点も含めて、そもそも密接に関連していれば当然に認められるという整理自体がおかしい、関連しているというのは仮に必要条件であって十分条件ではないと私は思います。

と思いますが、この段階でそのようなことを言い出すと、ほかにもいろいろなところに波及して收拾がつかなくなるし、それに前のラウンドでこう整理したというのは、これは理屈を突き詰めればおかしいのかもしれないのだけれども、あるいは全てがおかしいとは言えないかもしれないのだけれども、幾つかの類型に当てはまるものはいいいとしても、基本は駄目なんじゃないかということがあったとしても、余りにも影響が大き過ぎるのでこう整理したということをそのままいろいろなところでも引き継いでいる。これを全部ガラガラポンにするのは、この段階でとても難しいから我慢して言わないことはあり得ると思うのですが、ここだけ扱いを変えて、一部費用の計上を認めるなどというようなことをするのであれば、そんな中途半端なことをするんなら、根っこからそもそもこれは本当に正しい整理だったのですかということを議論しなければいけない。場合によっては、出向の経費は原則として認めてはいけない、認めるものをごく限定的に列挙するだけとすべきということを議論すらしなければいけなくなると思います。

いずれにせよ、ここのところは今までとやり方を変えることが、もし今後グループの整理で出てくるとすれば、相当丁寧に説明していただかないと、私は納得いきません。

次に、先ほど出てきた19、20のところなんですが、事務局の説明あるいは関西送配電が

ら説明があったというんですが、私は到底納得はいきません。そんな雑駁な説明で、とても納得できません。定義がそろっていないということは分かったのですが、その定義がそろっていないだけであって、実際には低コストだということは全く示されていない、すごく定性的な言葉を聞いただけ。このままノーチェックで認めてはいけないのではないかと思います。

関西電力に関しては、もともとスマートメーターのコストは、ほかの会社に比べて単価を高く設定していたはずですが、それは、ほかの会社と違う方式を取ることによって、足元のコストは高いけれども将来のコストを大幅に下げられるという説明があつて、それで高い原価を認めた。

実際、蓋を開けてみれば、関西電力の効率化のかかなりの部分はスマートメーターのコストを下げたことによってひねり出した。もともと高く設定されていたものに比べて低くして、それは効率化の影響だと言われて、基本的に消費者には納得感のない説明がずっと繰り返されていた。しかも、これを指摘したときに関西電力は信じがたいことをつい最近も説明したわけですが、この次世代のメーターメーターメータに関しては仕様を統一化する。仕様を統一するときに関西電力は、譲って別の会社のやり方に統一すると言った。まるで手柄のように説明したわけなんですけれども、それは、もともと関西電力独自の規格を認めてより高コストの独自規格の高コストの原価算入を認めたのは、関西電力がこちらのほうが優れていると強く主張して、それで認めたということなから、次の代に仕様が統一されることになったとすれば、その間に関西電力のもともとの設計思想がすごく正しかったということを世に示して、それでそちらの方式で統一するというようなこと。ほかの会社を説得してそちらへ統一することが期待されていた。だから高いコストを認めたにもかかわらず、あんなっちゃったということだから、やむを得ないことではあるけれども、胸張って言うようなことでは本来ないはず。

長々と話していますが、前の経緯からして、関西電力はほかのところに比べてこの回りのコストは低いと同じであることが当然期待されているのにもかかわらず、見かけ上、こんなに高いコストで出てきている。にもかかわらずノーチェックで通してはいけないと思います。もう少しちゃんと調べた上で、本当に合理的なのかということはきちんと調べなければいけないと思います。

それから次のページ、20ページになりますが、九州電力のほうも、関西電力ほどではないですがそれなりに高いコストになっています。これについても同様に調査をお願いいた

します。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

コメントは後で説明して、ほかにいらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。であれば、この段階で、まず9ページの出向関係について御意見賜りましたので、事務局いかがですか。

○鍋島NW事業監視課長 出向につきましては、御指摘を踏まえてきちんとチェックをしていくということかなと理解しております。ですので、委員の先生方、担当委員の先生方にも御相談しつつ、次回以降の会合で、どういった出向者を入れることにしたのかということについて御報告をさせていただきます。

○山内座長 よろしいですか。

あと、19ページのスマメ関係で事務局から、あるいは関電のほうからでもいいですけれども。

○鍋島NW事業監視課長 九州電力について御指摘がありましたので、こちらは調べたい、ヒアリング等でまずは事実関係を確認したいと思います。

○山内座長 関西電力については御説明をとということですので、御発言いただけますでしょうか。

○寺町オブザーバー 関西送配電ですが、しっかり調べるということに対して、私どもとしても前向きに協力させていただきたいと思っておりますが、今、松村先生のお話の中で2つの論点があるのかなというふうに思っております。そのうち1つ目の論点として、そもそも一体型かユニット型かの採用に関する議論については、資材費や工事費等の比較で採算性がユニット式にもあるということで評価、御理解いただいたものと受け止めております。

もう1つの論点で、それを導入したことで検針費用の効率化が進んだのかという論点につきましては、スマートメーター化をいたしましても、先ほど申し上げたように現地検針がどうしても残るということではありますが、いずれにしても効率化効果はあると考えておりまして、この点はまた別途必要に応じて御説明させていただきたいと思えます。

いずれにしても、私どもといたしましては、O P E Xに含まれる費用として総額で統計査定の中で評価してもらえればと考えてございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

九州送配電からも発言御希望ですので、どうぞ御発言ください。

○成清オブザーバー 今、御質問、御指摘ありましたけれども、スマートメーター導入完了後の委託検針費につきましては、九州には離島や山間部の一部など、通信環境が整備されていないところもあり、そういったところではどうしても人での検針が引き続き必要となりますので、そういった費用を織り込ませていただいております。詳しくはまた事務局のヒアリングの際に御説明させていただきます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

一応御回答いただきましたけれども、松村委員、追加的に何か御発言ございますか。

○松村委員 ありません。ありがとうございました。

○山内座長 それでは、また事務局と事業者のほうで、御質問の御説明ということで深めていただければというふうに思います。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。——特によろしいですか。ありがとうございます。

全体を通じて、何か事務局からございますか。

○鍋島NW事業監視課長 特にございません。

○山内座長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、今、松村委員から御意見いただきましたので、この辺も少し状況、各電力会社の考え方を御確認いただいた上で進めていただきたいというふうに思いますが、全体について特に大きく変更するというような御意見はなかったというふうに思いますので、これについても議論を踏まえて更に精査をしていただきまして、次は統計査定という段階に入りますので——関西電力送配電の寺町理事から御発言御希望ですか。

○寺町オブザーバー 関西送配電の寺町です。何度も発言させていただいて申し訳ございません。私どもとして、1点、通信設備外部化に関する補足説明をさせていただきたいと思ってございます。

資料5の8ページに記載されております私どものOPEX増加要因についてでございます。自社通信設備の外部移管によりまして諸費が増額しているという記載がございますが、これは2019年に自社で保有しておりました通信設備を関係会社に移管したことで通信サービス利用料が新たに計上されることになりまして、その分、見かけ上、諸費の見積り費用が過去実績に比べて増加しているというものでございます。通信費用トータルといたしま

しては、設備移管によりまして通信に係る諸費、委託費が47億円増加する一方で、減価償却費、賃借料などが63億円減少したということでございまして、第1規制期間の見積り費用は、過去実績に比べまして年平均で15億円減少するという見通しでございます。

そこで、今後の審査におけるお願いでございますけれども、諸費に整理される通信サービス利用料は、査定区分上はOPEXに整理されますが、移管前は減価償却や賃借料に計上されていた費用でありまして、他社様におかれましてはOPEX以外の査定区分、すなわち制御不能費用に整理されてございます。こうした会計整理とか計算方法の違いをぜひとも御勘案いただきまして、OPEX統計査定に当たりましては、この違いの影響を極力排除した形で横比較をしていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

今の御発言は、調達の方法について通常の企業でも起こり得ることなんだけれども、そういうことで精査をするということによろしいですか。

○鍋島NW事業監視課長 精査をさせていただきます。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。

ありがとうございます。先ほど途中まで申し上げましたけれども、大きな御要望はなしということですので、これから次の統計査定に進んでいただくということになると思います。今日出た今の御意見も確認、精査をしていただくということでございます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

本日予定した議事は以上ということになりますが、この先は事務局のほうに進行していただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第17回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——